

議第3号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 福祉部</u></p> <p><u>(7) 市民保健部</u></p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 福祉部</u></p> <p>ア 社会福祉に関すること。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(7) 市民保健部</u></p> <p>ア <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p>イ 保健衛生に関すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>診療所に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 市民福祉部</u></p> <p><u>(7) こども未来部</u></p> <p><u>(8) 医療保健部</u></p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 市民福祉部</u></p> <p>ア <u>社会福祉(児童福祉を除く。)</u>に関すること。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>エ 火葬場に関すること。</u></p> <p><u>(7) こども未来部</u></p> <p>ア <u>こども支援に関すること。</u></p> <p>イ <u>児童福祉及び母子保健に関すること。</u></p> <p><u>(8) 医療保健部</u></p> <p>ア <u>医療及び診療所に関すること。</u></p> <p>イ <u>保健衛生(母子保健を除く。)</u>に関すること。</p> <p>ウ (略)</p>

(8)~(14) (略)

(9)~(15) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(高山市新火葬場建設検討委員会設置条例の一部改正)

2 高山市新火葬場建設検討委員会設置条例（平成28年高山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市民保健部</u> において 行う。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市民福祉部</u> において 行う。